

記載例

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

受付印

(宛先) 水戸市長

令和 6 年 5 月 20 日

地方税法施行令第48条の9の10の規定により、市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。

法人番号(13桁)を記入してください。

※ 個人事業主の方が納期の特例を申請する場合は個人番号の記入

水戸市中央〇丁目 × 番地△△号

カ) △△キカク

株式会社 △△企画

(氏名)

代表者氏名

代表取締役 水戸 花子

電話番号

029 - 111 - 9999

法人番号

9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7

(連絡先)

内線 1612

特別徴収義務者指定番号

7766550000

※市町村ごとに異なります

担当者
(氏名)
水戸 洋平

※該当する番号に○を付けてください。

- 由
- ① 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため
 2. その他 (理由:)

特別徴収義務者指定番号を必ず記入してください。

事業所所在地、名称、代表者職氏名等、必要事項を漏れなく記入してください。

届出を提出する理由として該当する番号を○で囲んでください。
※ 2を選択する場合は、その理由が明確にわかるよう括弧内に記入してください。

関与税理士署名押印

(連絡先)

経理関係の処理を税理士へ委託している場合は、「関与税理士」欄も記入いただくよう、お願いいたします。

水戸市処理欄			
処理	確認	決議	承認・却下
			年 月 日

水戸市使用欄
市で記入しますので空欄で結構です。

【注意事項】

1. 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。
2. この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。
※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
3. この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

〔例〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで ◎3月分 ⇒ 4月10日まで ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

【提出先】

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号
水戸市役所 財務部 税務事務所 市民税課 市民税第2係